



◎第 186 回参議院決算委員会（平成 26 年 5 月 12 日）

○小西洋之君 …日米安全保障条約第三条の解釈について伺います。

この上の部分は、外務省のホームページのこの三条の説明をそのままぺたっと貼付けをさせていただきました。この日米安全保障条約第三条の趣旨、特に下の条文で重ねて引かせていただいておりますけれども、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言について、日本国憲法の下の集団的自衛権の行使の関係も踏まえつつ、その趣旨と制定の経緯について答弁をお願いいたします。

○政府参考人（富田浩司君） お答えいたします。

先生の配られた資料を読み上げるような形で御答弁させていただきたいと思っておりますけれども、この規定、すなわち日米安保条約第三条の規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするとの原則を定めたものでございます。

これは、沿革的には、米国の上院で一九四八年に決議されたバンデンバーグ決議を背景とするものであり、NATOその他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行い、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないということであると。ただし、我が国の場合には、相互援助といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、憲法上の規定に従うことを条件としていると。

以上でございます。

その事態そのものを收拾するというの  
は、何と云っても国連を中心と考えて  
いくべきである。それから、こちらが  
お手をあげたら——こちらから進んで  
武力を行使しているのじゃない、向こ  
うから来たわけでありませうから、一体  
その場合、直ちに向こうがその攻撃  
をやめるかどうかというよりなこと  
も、これは事実上、いかなる場合にお  
いても降伏ということをすぐ言えんや  
めるのだ、こういふ前提も私は考えら  
れないのであります。一応とにかく独  
立国であつて、自主的な立場から、われ  
われの国の領土、領空その他に対して  
不当な侵略がある限りにおいては、こ  
れは私は、独立国としてそれを排除す  
る行動をとるといふことは、これは必  
要なことでありませう。しかしながら、  
その事態そのものをできるだけ早く解  
決して、そうしていつまでも長い間の  
戦闘行為を続けていくというよりなこ  
とのないよう努力すべきことは、こ  
れは私は当然のことである、こう思  
います。しかし、何でも攻撃があつたら  
すぐお手をあげして、降伏させられ  
ばそれでいいんだという考え方は、私  
は、独立国であり、自衛国である以上  
は考へるべきものではない、こう思  
います。

○受田委員 簡単に降伏するといふこ  
とを、私、前提としておるわけではな  
い。あなたのように、開戦をやられた  
責任者で、終結をやられた経験がない  
場合に、ここに戦争を停止させる、すな  
わち、戦いをやめるといふことにつ  
いて自衛隊法の発動をすみやかにやる  
しかしその前に、総理みずからが日本  
の自衛隊だけを先に戦争を停止させ  
る、こういふような措置をとる御意思

がないと、自滅を待つまでもなくて敵  
基地を攻撃したり、いろいろな措置を  
されるような手段を弄しておられる  
と、ついに日本は講和の機会を失うお  
それがある。国連による安全保障理事  
会の解決を待つまでもなく、その前  
に、総理自身の手で講和の方式をどう  
おとりになるか、停戦の方式をどうお  
とりになるかを私伺いたいのです。こ  
れはアメリカとの話し合いでやらなけ  
ればならないのか、日本自身が単独に  
講和あるいは停戦をやることのできる  
のか、ここもあわせてお答えを願いた  
い。

○岸國務大臣 停戦とか、講和とかと  
いうことは、言ひまでもなく、相手  
方のあることでありませう、相手方  
が、——相手方というものは、アメリカ  
ということじゃありません。実際の武  
力攻撃を日本に加えておる国のこと  
であります。従つて、われわれとして  
は、とにかくできるだけ物事を平和的  
に解決するといふことは、これはもう  
先ほど大貫委員にお答えした通り、憲  
法の精神であり、われわれの本質的な  
意願でございます。ただ現実には不当な  
る武力攻撃が加えられたその武力攻撃  
を、われわれははななくすといふために  
必要最小限の行動をとるわけであり  
ますから、その行動がなくなれば、われ  
われは何も自衛隊を出動させておる必  
要もなければ、それはわれわれの方か  
ら別に手出ししていく必要はちつとも  
ない。しかし、武力攻撃が継続してい  
る限りにおいて、どうも日本の方からお  
手あげするようなことを前提として考  
へるといふことは、私は適當でなから  
う。しかし、あくまでも、武力攻撃が  
あつた場合において、こつちが武力行

動でこれに抵抗していく場合において  
は、すぐ安全保障理事会に報告しますか  
ら、そういう事態を安全保障理事会もすぐ  
取り上げてこれに対する平和的解決の  
道を見出すといふことは、私は当然や  
ると思ひます。また、やらせるように  
いたします。

○受田委員 関連であるからこれで終  
わりませうが、総理、私が一つ心配して  
おるのは、アメリカと運命共同体で、  
最後まで共同防衛作戦に参加するの  
かどうか。日本だけが単独に停戦をやつ  
て、アメリカの了解を得ることができ  
るかどうか、自衛戦争をやめる時期  
が、アメリカと一本でなければならな  
いかどうかを、念を入れてお尋ねし  
ておるわけです。

○岸國務大臣 これは日本の領土、領  
空、領海に対する武力攻撃をやめば、  
これは自衛隊としての行動はいたさな  
い。また、五条において、アメリカ軍  
もまたその点は行動を停止するわけ  
でございますから、その点は、アメリカ  
の作戦に何か引き込まれて、日本が引  
きずられていくというよりなことは、  
私は、この五条の規定をお読み下され  
ばわかるように、日本の施政下にある  
領土、領空、領海に対する武力攻撃が  
やめば、自衛隊の出動といふことをや  
めるといふことは当然のことござい  
ます。

○小澤委員長 この際、四十分間休憩  
をいたします。

午後零時四十五分休憩

午後一時四十一分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き会議  
を開きます。

質疑を続行いたします。大貫大八  
君。

○大貫委員 今度は条約の内容につ  
いてお尋ねをしていくつもりですが、ま  
ず第三条です。これは前にもちよつと  
触れたのですが、この第三条というの  
は大へんなことを約束しておると思  
うのです。

そこで、これは条約の内容に入りま  
すから、藤山外務大臣にお尋ねを願  
いたいのですが、まず第一にお尋ねし  
たいことは、日本は、結局この条項に  
よつて、武力攻撃に抵抗する能力を維  
持し発展させる義務を負ふことになる  
と思ふのですが、この武力攻撃に抵抗  
する能力というのは、一体どの程度の  
能力を考へておるのですか。

○藤山國務大臣 武力攻撃に抵抗する  
能力でございますけれども、同時に、  
第三条に「憲法上の規定に従ふこと  
条件として」といふことが書いてござ  
います。これは日本憲法の第九条で  
ございまして、従つて、自衛力の限界  
というものはつきりいたしておりませ  
うので、武力攻撃に抵抗する能力とい  
うのは、自衛力の範囲だと御了解いた  
いと思ひます。

○大貫委員 自衛力の限界といつて  
も、限度はどうなんですか。自衛力の  
範囲だと言つたつて、自衛力だつて侵  
略だつて、これはさらさらの問題で、  
物体は同じものです。そうすると、一  
体どの限度までその能力を高めようと  
考へておるのですか。

○藤山國務大臣 むしろ、客観的条件  
はいろいろございまして、いろいろも  
自衛のための最小の能力でございま

○大貫委員 ところが、自衛のため  
に言つても、御承知のように、今日兵器  
の発達というのには想像に絶するものが  
ありまして、兵器は今日まさに無限大  
に発達しておると思ふのです。大陸間  
弾道弾はすでに完成してありますし、月  
ロケットも成功しておる。いながらに  
して、数千キロのポテンシャル、ボタ  
ン一つ押せば、自由自在に水爆を撃ち込  
めるような時代であります。このよう  
な高度の科学戦、ミサイル戦争を予想  
した場合、かりにそのような武力攻撃  
があつた場合に、これに抵抗する能力  
というの、一体どの程度のことを考  
へておるのですか。これは大へんなこと  
だと思ふのです。

○藤山國務大臣 武力攻撃が起こり  
したときに、先ほど総理からも答弁さ  
れておりますように、実力をもつてそ  
の日本に与えられた武力攻撃を排除す  
るといふことが、自衛力でございます  
。従つて、その限度内において行な  
われるわけでありまして、それをわれ  
われは最小限に想定しておるのでござ  
います。

○大貫委員 だから、それは一体具  
体的にはどこまで考へるのですか。今  
日のように非常に高度に武力、兵器が  
発達したときに、これに抵抗する能力  
というの、考へ方によつては、大へ  
んな大きなものを備えなければならぬ  
と思ふのです。ところが、そんなこと  
は、日本の近代科学の水準、兵器科学  
の水準では、とうてい私は不可能なこ  
とだと思ふのです。もちろん、財政的  
にもそんなことは不可能でございませ  
う。少し具体的に、自衛能力というの  
は、これは満足のいく限界はないと思  
ひますけれども、大体どの程度のこと

○小西洋之君 (略)

さて、本TPPの審議の大前提として、立法府の存立を懸け追及すべきことは、安倍内閣は、国会の条約承認権を踏みにじり、そもそも条約提出を行う資格すらないという事実であります。

安倍内閣が強行した集団的自衛権行使の解釈変更は、昭和四十七年政府見解という決裁文書の外国の武力攻撃という文言を同盟国に対する外国の武力攻撃と恣意的に読み替え、九条解釈の基本的な論理なるものを捏造した、法論理ですらない不正行為であり、これは決裁文書の解釈改ざんによる史上空前の憲法破壊であります。

一方、この暴挙は、同時に、日米安保条約第三条に違反する暴挙なのであります。

実は、安保条約三条には、日本はアメリカのため違憲である集団的自衛権を行使しなくてよいと、主権国家同士の国際約束が明記されているのです。すなわち、アメリカが上院決議により、全ての同盟国と締結している共通条項が、共通条項第三条が、日米安保三条だけは特別の文言変更がなされているのであります。このことは、安保改定当時の政府答弁において、集団的能力という文言をそれぞれの能力と変更し、憲法上の規定に従うことを条件としてとの文言を付け加えるなど、日本による集団的自衛権行使を法的に免責した条文として作り込まれたことが明確に説明されているのであります。

その証拠に、外務省ホームページの第三条の逐条解説では、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲のものに限られることを明確にするためと記載されていました。しかし、解釈変更以降に外務省はホームページの記述を改ざんし、集団的自衛権の行使を禁じているという文言を削除しているのであります。

河野大臣に伺います。

条約は、法的効力において法律に優位します。解釈変更と安保法制は、限定的なるものを含めあらゆる集団的自衛権行使は違憲であるとの九条解釈に基づき、そのことを徹底的に明文化した安保条約三条に違反する無効の暴挙であるとの認識はありますか。国際承認した条約を勝手に読み替え、条約違反の閣議決定や法案提出を行い、戦争行為を行えるようにした内閣なら、本協定を勝手に読み替えることなど平気で行うのではないのでしょうか。

なお、あつたはずのものをなかったと言い張るこの間の一連の不正と異なり、解釈変更は、絶対になくはないものがあると張りついている不正行為であり、安倍総理のみがどこまでも立証責任を負い、そして、その主張が虚偽であることは誰でも証明可能、理解可能であります。したがって、河野大臣が一政治家としての良心に基づく限り、四十七年見解の中に集団的自衛権行使を許容する法理が作成当時から存在するという安倍総理の主張は到底容認できないはずですが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(河野太郎君) 平和安全法制と日米安保条約第三条についてお尋ねがありました。

日米安保条約第三条は、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言から明らかにおり、特定の憲法解釈に立ち入った規定ではなく、我が国自身が行う憲法解釈の下で実施されるものです。

平和安全法制は、新三要件を満たす場合には、従来の政府見解の基本的な論理に基づく必要最小限の自衛のための措置として武力の行使が憲法上許容されるとの判断に至ったものであることから、日米安保条約に違反するとの御指摘は当たりません。(略)

権行使が禁止されているため、日本は米国のために集団的自衛権行使を行わなくてよい」ということが明記されています。単に、日本が憲法9条の解釈において集団的自衛権ができないということではなく、主権国家同士の条約で日本が米国のために集団的自衛権を行使することが法的に免責されているのです。

■日米安全保障条約第3条

第3条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自衛及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

この条文の趣旨は、どなたでも見ることができるとする外務省HP「日米安全保障条約（主要規定の解説）」において、7.1 閣議決定の以前は以下のように説明されています。

○第3条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするととの原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーク決議を背景とするものであり、NATO（北大西洋条約機構）その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行ない、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならぬということである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

文末の私が入線引いたところをご覧下さい。ズバリ、「集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内」に限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。」と書いてありますね。私も、昨年の5月に、解釈改憲を阻止するための追及の過程で、この解説文を発見したときは、思わず目が点になりました。

つまり、外務省の解説にもあるように、この第3条に関する条項は、米国の上院決議に基づいて米政府が同盟条約を結ぶ際に、そのすべての相手国とそれぞれまったく同一の内容のものを必ず締結しているものなのですが、日米安全保障条約だけがその各国との条約とまったく違った文で、まったく違った内容になっているのです。本来ならば、米政府は日本政府に対し、米政府が日本を防衛する義務を負う（日米安保第5条）以上は、日本も米国内に対して防衛面での協力を求めなければならないのですが、日本は憲法上集団的自衛権行使ができきないので、以下のNATO条約（北大西洋条約）との違いで一目瞭然のように、逆に、条約の文言を特別に選んで、日本が米国のために集団的自衛権行使をすることが免責される規定となっているのです。

見比べて頂けるように、先ほどの「憲法上の規定に従うことを条件」という文言だけではなく、他の条約では「単独に及び共同して」とされているのを「個別的に及び相互に協力して」とし、同様に「個別的に及び集団的能力を」とされているのを「それぞれの能力を」としたことが、条約締結時の国会で明確に答弁されています。つまり、分かりますや、第3条全体の前からして、「日本は集団的自衛権行使が違憲であるので、日本は米国の

**日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくてもよい」と締結している！**

NATO条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、果敢な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する個別的及び集団的能力を維持し発展させる。

日米安保条約第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以降）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

## 7. 1 閣議決定

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが…基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

# 昭和47年 政府見解

8

昭和四七年一月五日提案

昭和四七年一月七日決裁

主査

早坂

長官

第一部長

参事官

参事官補

次長

総務主幹

集団的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があった

に標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを

同委員会に提出して頂くこと。



内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集団的自衛権と憲法との関係

（参決委（昭四七、九、一四）に行ける水口議員要求の資料）

国際法上、国家は、この中より集団的自衛権を行使し、自

国と連帯関係にある外国に對する武力攻撃を、自国が直

接攻撃をなしていないにもかかわらず、実力をもって阻止すること

が正当化されるといふ地位を有しているものとされて、

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

内閣法制局  
昭和四七年十月四日

第五条(ロ)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国連邦との共同宣言の第二段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が右の集団的自衛権を有していることは、国家である以上、当然と

とらる。政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

上集团的自衛権を有してゐるとして、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界と云ふものであつて許されないと立場に立つてゐるが、これは次のような考へ方に基づくものである。

憲法第九條は、同條に、わが國の戦争を放棄し、わが國の戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於いて「全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する」

ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利」については、「國政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めてゐることから、わが國がみずから存立を全うし得るに必要なら、わが國が平和のうちに生存することまでも放棄して、平和を全うするに必要なら、自衛の平和と安全を維持しその存立を全うするに必要なら、自衛の措置をとることを禁止してゐると

は、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からゆがたせられると、急迫、不正の事態に対処し、國民のこれら権利を守るための止むを得ない措置として認められる。

その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてゐるとは、解されないものであつて、それは、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からゆがたせられると、急迫、不正の事態に対処し、國民のこれら権利を守るための止むを得ない措置として認められる。

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうにとすれば、わが憲法の下で武力行使を行ふことが許されるのは、わが國の領土又は領海に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他に加えられたい武力攻撃を阻止することをその内容とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されないと、わが國を侵害し、

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○ 小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

**限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね**

○ 横畠内閣法制局長官

法理といたしましたしでは

**まさに当時から含まれている**

○

平成27年8月3日 横畠 長官答弁

○ 小西洋之君

7. 1 閣議決定の**基本的な論理**（注：集団的自衛権行使を含む論理）について、この**四名の頭の中**にあって、それが**四十七年見解の中に当時書き込まれた**という理解でよろしいですか

○ 横畠内閣法制局長官

**そういう考え方を当時の担当者は皆持っていた**ということであろうというお答えをしている

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成  
令和3年4月27日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

「S47年政府見解」の作成者等

わが国に対する～



**外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる**



わが国に対する～

+

同盟国に対する～

読み替え！

7. 1

閣議決定

昭和47年見解の「読み替え」 平成27年3月24日

○ 小西洋之君

**同盟国に対する外国の武力攻撃**ということもここに概念的に含まれるというふう  
に考え出したのは、横畠長官、あなたが  
初めての法制局長官ということによろし  
いですね。

○ 横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存  
じませんが、この昭和四十七年の政府見解  
そのもの組立てから、**そのよ様な解釈、  
理解ができる**ということでございます。

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

**わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだ**  
ということからしまして、**集団的自衛のための行動はとれないと**、  
これは私も**政治論**として申し上げ  
ているわけではなくて、**憲法第九条の  
法律的な憲法的な解釈**として考  
えら

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

**憲法第九条の規定が容認しているのは、個別自衛権の発動としての自衛行動だけだ**ということ  
が私どもの考え方で、これは政策論として申し上げ  
ているわけではなくて、**法律論**として、その法律論  
の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、  
あのような説明で、**わが国が侵略された場合に、わが  
国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守る  
ためにその侵略を排除するための措置をとるとい  
うのが自衛行動だ**という考え方で、その結果とし  
て、**集団的自衛のための行動は憲法の認めるところ  
ではない**という**法律論**として説明をしている

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- **憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない**
- **わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるといふときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるといふのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動**

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成

令和3年4月27日

参議院外交防衛委員会 立憲民主・市民 小西洋之

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

非常に緊密な関係に、かりにある国があるとい  
たしましても、その国の侵略が行なわれて、さら  
にわが国が侵されようという段階になつて、**侵略  
が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動  
をとることが、憲法の容認するぎりぎりのところ  
だ**という説明をいたしておるわけでございます。  
そういう意味で、**集団的自衛の固有の権利はござい  
ませんが、これも憲法上行使することは許されな  
い**ということに相なると思います。

# 「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28  
週刊朝日

「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。  
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね。」

2017.9.20  
東京新聞  
一面

「外国に対する武力攻撃に対して日本が参加するなど、夢にも思っていなかった。」

出典: 週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年4月27日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

## 安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。法匪という、あしき例である  
とても法律専門家の検証に堪えられない。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行っ  
て通るかという、それは通らない。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。  
憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべき。

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認めら  
れていたというようなことは、あり得ません。当時の吉國長  
官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている

